

高槻市城下町エリア景観形成資源登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市景観基本計画に基づき、歴史的な趣のある地区の1つである高槻城跡周辺において、景観に対する地域の関心を高め、城下町らしい趣のあるまちなみの形成に向けた機運を醸成することを目的に、景観形成資源の登録等に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱について、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象範囲

別図1に掲げる高槻市文化財保存活用地域計画に示されている江戸時代後期の町割範囲をいう。

(2) 景観形成資源

城下町らしい趣がある建築物等

(3) 建築物等

建築物、工作物、その他（樹木や道標等）をいう。

(4) 建築物

高槻市景観条例（平成21年条例第8号）第2条第1号に規定する建築物をいう

(5) 工作物

高槻市景観条例（平成21年条例第8号）第2条第2号に規定する工作物をいう

(6) 登録景観形成資源

登録した景観形成資源の総称

(登録景観形成資源の要件)

第3条 登録景観形成資源として登録できるものは、対象範囲内で道路等公共の場所から望見ことができ、適正な維持管理がなされているもので、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 建築物

新旧問わず城下町らしい趣があり、別表1に掲げる登録基準の色彩項目に適合するとともに建築物の項目のいずれか1つ以上に適合するもの

(2) 工作物

新旧問わず城下町らしい趣があり、別表1に掲げる登録基準の色彩項目に適合するとともに
工作物の項目に適合するもの

(3) その他

往時の面影を受け継いだ樹木や道標など

(登録の申出)

第4条 第3条の建築物等の所有者又は占有者は、景観形成資源の登録の申出を行うことができる。

2 前項の申出は、景観形成資源登録申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、本市の簡易電子申込システムにおける応募フォームへの必要事項の入力があつた時は、前項の規定による提出があつたものとみなす。

(登録の推薦)

第5条 市民等は、第3条の建築物等について、市長に、登録の推薦を行うことができる。

2 前項の推薦は、景観形成資源登録推薦書（様式第2号）により行うものとする。

3 市長は、本市の簡易電子申込システムにおける応募フォームへの必要事項の入力があつた時は、前項の規定による提出があつたものとみなす。

(登録)

第6条 市長は、第4条の申出及び第5条の推薦について、第3条の建築物等に該当するときは、登録景観形成資源に登録することができる。

2 市長は、前項の登録をしようとするときは、建築物等の所有者及び所有者の同意を得た占有者（以下「所有者等」という）の意向を確認し、景観形成資源登録同意書（様式第3号）により、所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等が特定できない場合は、この限りではない。

3 市長は、城下町らしい趣のあるまちなみの形成に向けた機運醸成を図るため、登録景観形成資源の情報を公表することができる。

4 市長は、第1項の登録をしようとするときは、必要に応じて、高槻市景観審議会の意見を聞くものとする。

(登録の通知)

第7条 市長は、前条の規定に基づき景観形成資源に登録したときは、景観形成資源登録通知書（様式第4号）により、所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者等が特定できない場合は、この限りではない。

(登録の解除)

第8条 登録景観形成資源の所有者又は占有者は、登録の解除を申し出ることができる。

2 前項の申出は、登録景観形成資源解除申出書(様式第5号)により行うものとする。

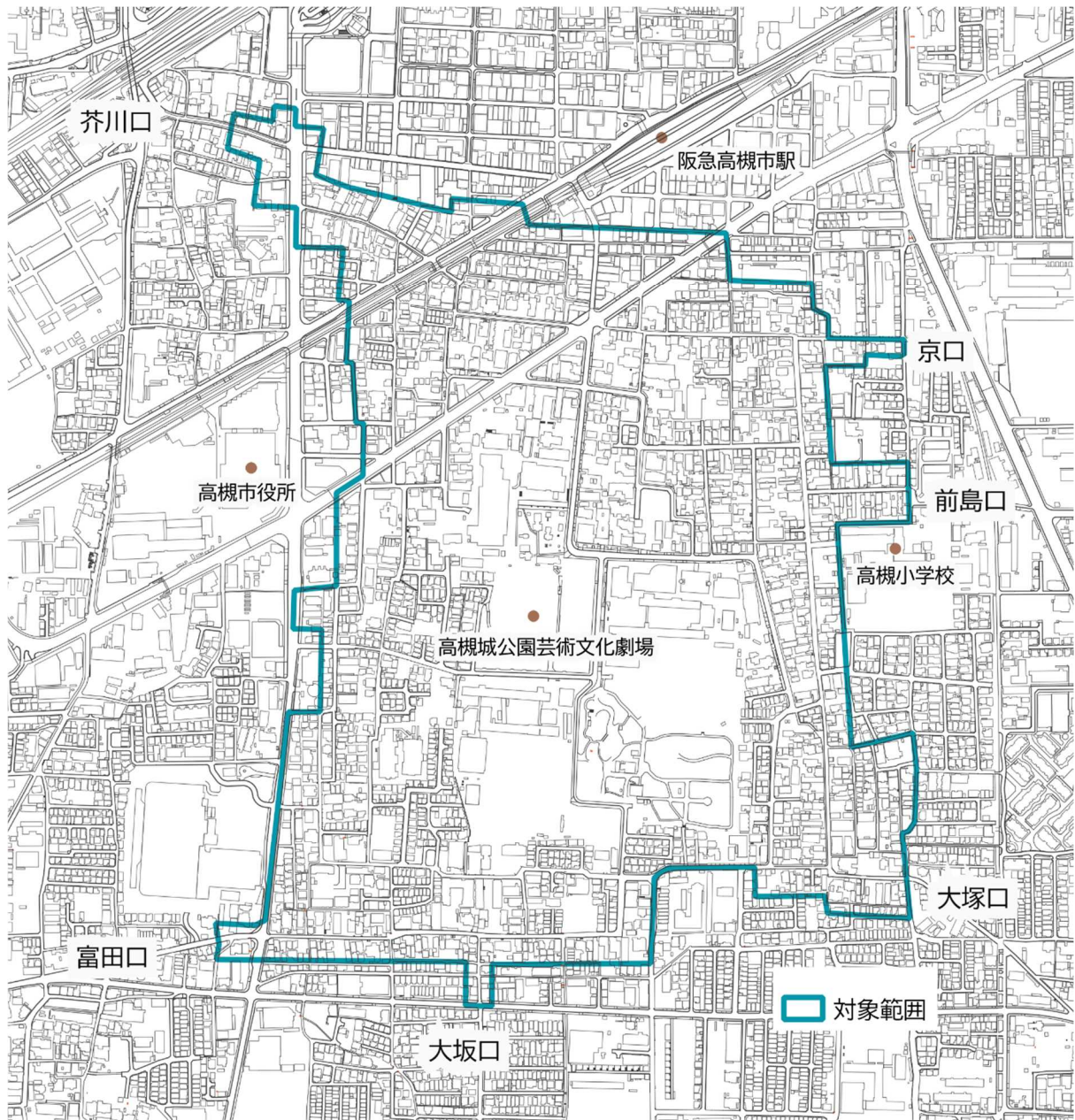
3 市長は、第1項の申出があった時、又は第3条の建築物等に適合しなくなった時は、登録景観形成資源の登録を解除することができる。

(登録の解除通知)

第9条 市長は、第8条第3項に基づき登録景観形成資源の登録を解除したときは、登録景観形成資源解除通知書(様式第6号)により、所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者等が特定できない場合は、この限りではない。

附 則

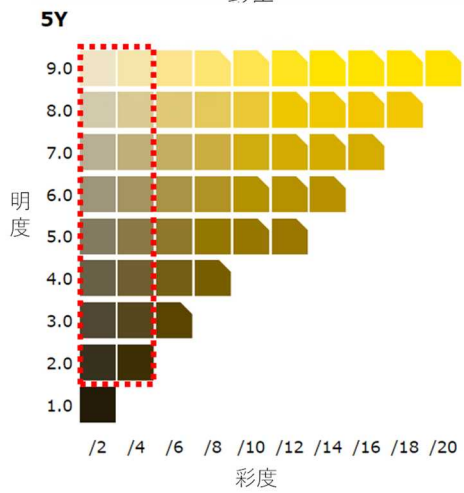
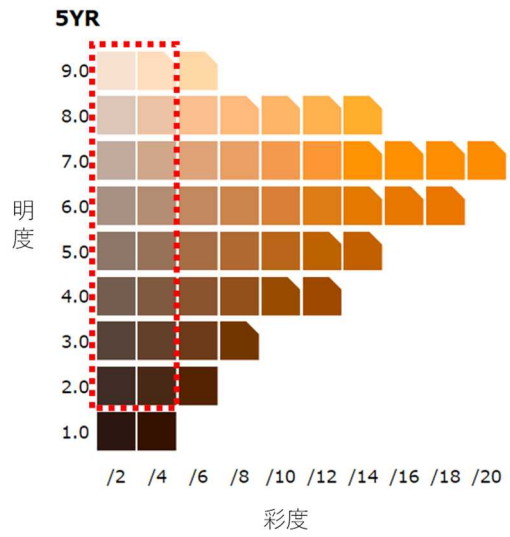
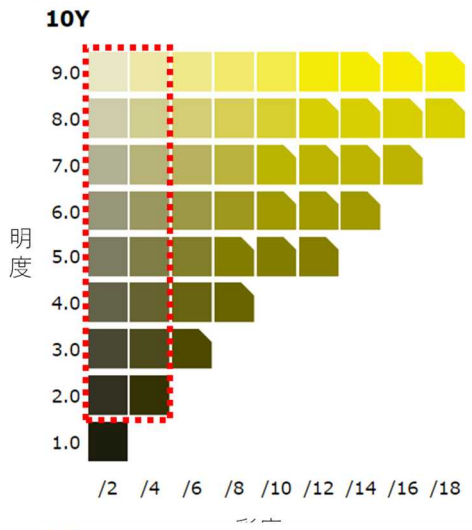
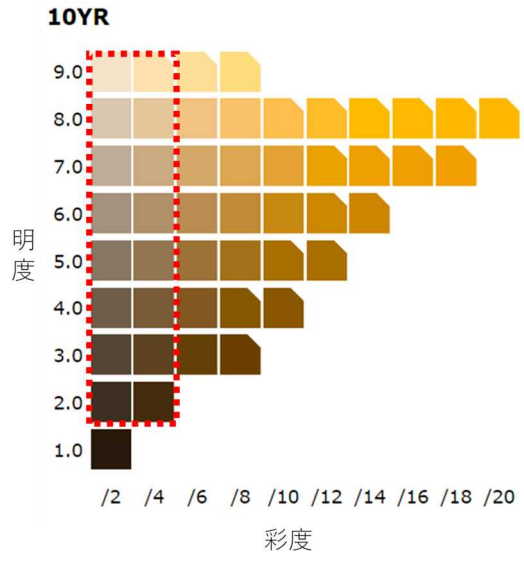
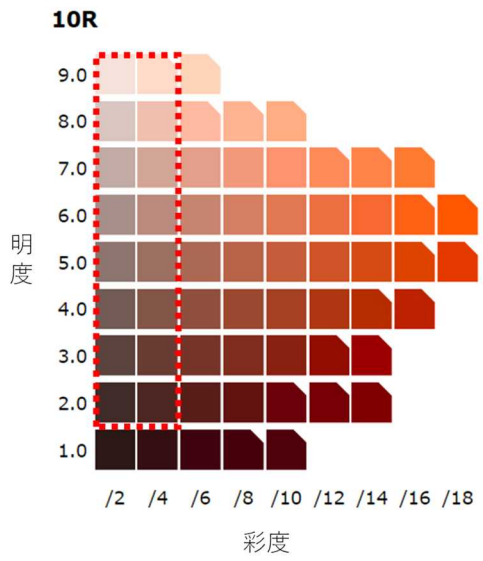
この要綱は、令和8年2月24日から実施する。



別図1 対象範囲

別表1 城下町エリアの登録基準

項目		内容	
形態 意匠	色彩	<p>外観（屋根・壁・開口部）の基本色は、マンセル表色系の色相に応じ、次頁に掲げる範囲とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相 10R～10Y（温かみのあるRからYの範囲） ・明度 2.0以上（無彩色に関してはその限りではない） ・彩度 4.0以下 <p>※ただし、木又は土壁等の自然素材を用いて仕上げる場合は除く。</p>	
	建築物	屋根	① 町家等と調和した勾配形式とし、本瓦葺き、棧瓦葺き又はこれらに模した仕上げであること
		壁面	② 腰部を木材若しくはそれに模した材料を用いた板張りとし、その上部が漆喰若しくはそれに模した材料の仕上げであること、又は壁面全体が漆喰若しくはそれに模した材料の仕上げであること
			③ 木・土・漆喰などの自然素材又はそれに模した材料で仕上げることで町家等との調和が図られていること
		開口部	④ 木材又はそれに模した材料を用いた格子戸とし、外壁・塀等との調和が図られていること
			⑤ 町家等と調和する格子窓を設け、建築物の形態に合った箇所に配置されていること
			⑥ 木材又はそれに模した材料で、虫籠窓や格子窓等の伝統的な意匠の仕上げであること
		建築設備	⑦ 室外機などの建築設備は道路から見えないように設置されていること 木材又はそれに模した材料を用いた格子などで目隠しが設けられていること
	工作物	⑧ 道路に面した塀や門等は、木・土などの自然素材又はそれに模した材料を用いた伝統的な形態・意匠とし、町家等との調和が図られていること	



様式第1号（第4条関係）

景観形成資源登録申出書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申出者 住 所

氏 名

連絡先

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

高槻市城下町エリア景観形成資源登録制度要綱第4条の規定による申出について、次のとおり申し出ます。

1 建築物等の種類

建築物

工作物

その他（樹木や道標等）

2 建築物等の所在地

<添付資料>

- ・ 建築物等の現況写真

様式第2号（第5条関係）

景観形成資源登録推薦書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

推薦者 住 所

氏 名

連絡先

〔 団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

高槻市城下町エリア景観形成資源登録制度要綱第5条の規定による推薦について、次のとおり推薦します。

1 建築物等の種類

建築物

工作物

その他（樹木や道標等）

2 建築物等の所在地

<添付資料>

- ・建築物等の現況写真

様式第3号（第6条関係）

景観形成資源登録同意書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

住 所

氏 名

連絡先

〔 団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次の物件について、高槻市城下町エリア景観形成資源登録制度要綱第6条の規定による登録景観形成資源の登録に同意します。

1 建築物等の種類

建築物

工作物

その他（樹木や道標等）

2 建築物等の所在地

様式第4号（第7条関係）

景観形成資源登録通知書

令和 年 月 日

様

高槻市長 印

高槻市城下町エリア景観形成資源登録制度要綱第7条の規定に基づき、次のとおり登録景観形成資源に登録したので通知します。

1 建築物等の種類

建築物 工作物 その他（樹木や道標等）

2 建築物等の所在地

3 登録年月日 年 月 日

様式第5号（第8条関係）

登録景観形成資源解除申出書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申出者 住 所

氏 名

連絡先

〔 団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

高槻市城下町エリア景観形成資源登録制度要綱第8条の規定による登録景観形成資源の解除を申し出ます。

1 建築物等の種類

建築物

工作物

その他（樹木や道標等）

2 建築物等の所在地

様式第6号（第9条関係）

登録景観形成資源解除通知書

令和 年 月 日

様

高槻市長 印

高槻市城下町エリア景観形成資源登録制度要綱第9条の規定に基づき、次のとおり登録景観形成資源を解除したので通知します。

1 建築物等の種類

建築物 工作物 その他（樹木や道標等）

2 建築物等の所在地

3 登録解除年月日 年 月 日